

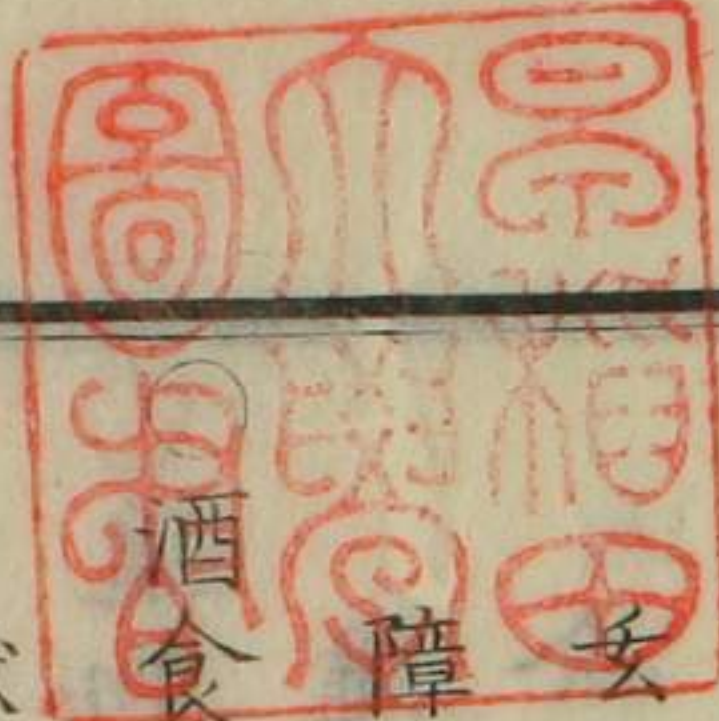


四季草
秋下
六

73
367
6



門 曾
號 367
卷 6



四季艸六之卷 秋草下

○目錄

○家作之部

書院

床

雪隠

疊

長押

酒食之部

一盃二盃

後段

盃二ツ重

伏盃

三方

銚子ノ柄包

片口銚子包様

盃事

高盛

平皿 壺皿
腰高

七五三

飯湯

臺熨斗

食法

魚鳥

○四季艸秋の卷下目錄

〇一

明治三六年十一月十九日

市島謙吉氏寄贈



○道具之部

道具

文臺

御厨子黒棚

手箱

挾箱

扇

五明

鼻紙

印籠巾着

乗物

臺筵立笠

挑灯

○進物之部

進物

樽肴

婚禮言入

魚

金子

太刀馬代

○書札之部

書札

判

手紙

一筆

○祝儀之部

祝

元服

袴着魚味

髪置

結納

三ッ目之餅

置鯉置鳥

年賀

下帶ノ祝

○凶事之部

服忌

朦中

院号

精進

○雜之部

口傳

秘事

珍書

安否

御成

武家故實

通計六十四條

四季艸六の卷 秋草下

家作之部

玄關

玄關の事古ハ武家ハ玄關といふ物なり。佛寺ハ玄關あり。三光院内府記ニ塗輿ヲ諸家諸山於門前乘之也。但東堂者至玄關乘之云々。諸山と云ハ諸寺の事なり。これハ諸寺ハ玄關あり。事ハ知履。武家ハ玄關あり。多く古書をを見て考ふる。古代の武家ハ屋敷の様子ハ外に惣構の築地あり。それハ大門あり。其外所ハ小門あり。大門を入て堀中門あり。堀中門に入て遠侍あり。

主殿の内侍とて廣く板敷を押廻してあり。是は内侍とて。今世大
の。此内侍あるゆゑ外よりあはれ立ちを遠侍せしむ。遠侍ハ惣板敷なり。鎌
倉年中行事より見ゆ。家以門の内より幕番所といふ所の如し。
此所は一番の侍あり。遠侍の前は通して主殿の前に至るは
武具をとり納め置たり。大家小ハ主殿あり。是は客人より對面する所あるゆゑ。是を客殿とて。
對面所とて云。主殿よりハ定めてお作りあり。三光院内府記小委
くあり。今畧々小家の對面所をい
出居と云。事古書より見えたり。客人よりて。使者にとも。主殿
の前は庭より立ち案内をいへば。内より葵者出て内へ請入
りしなり。古き繪に客人と亭主對面して居る座敷の庭
小。供出者の居る體をいふたふハ古のあやをいふ。其時ハ
繪師のうたふなり。玄關あつて直小主殿の前より案内を
請ひし内より入る。室町殿の頃までハ如此あり。其以後

俗家小玄關出來し

書院

書院の事。今世武家にも客小對面を所を書院と云ふ。古も大
家には主殿シユデシ又客殿と云ふ。小家にては出居デキといはる。
是對面所なり。書院ハ佛寺より佛書或講むる所を察。
俗家にも無き事あり。然るに太平記卅七卷新將軍京に落の條
依渡判官入道道譽都を落々依時。我宿所へハ定てさ。と何
ふ大將は入替んむら。尋常より取てめて。六間の
會所より大紋の疊を敷雙べ。本尊。照繪。花瓶。香爐。罐子。盆。り
至りて一様より置調へ。書院小も義之が草書に偈。韓愈が文

集眠藏ふハ沈の枕純子の宿直物を取副て置く云々會所といふハ主殿やを別なれども是も客に參會の所なるゆゑ會所と云ふ處家なり。今世に云々勝手書院と云類なき右の文より會所と云て。又別し書院とあり。是對面所會所と書院と別なる證あり。抑り少り鎌倉將軍の時代北條家甚禪法を崇敬す足利尊氏公も亦禪法を尊信して夢窓國師公師とせらる。さし上上の好む所下必これに效ふ事あるべし。皆禪法を學ばば多し。故り其家居れ中し書院を立て佛書院講し座禪を所とし。此書院ハ佛學を所するゆゑ床にハ佛像の繪をうけ。鶴龜の燭臺花瓶香爐香

合喚鐘拂子など置くなり。如此の佛具を俗家に有りてある事常しなり。ゆゑ書院あらざる會所對面所へも佛具を置きて飾とせしやうふみざるなり。後ハ對面所故も書院と唱へ違へたなり。今世書院の眞の飾として佛前の三具足喚鐘拂子など武家の對面所不用多し。古き事ハ古た事なきを。元來武家ハ飾ハ何らば佛家の飾なりゆゑ俗家にて祝儀の日あやにむ酌まざる事なり。然きども今世ハ重き祝日など必ず飾を用ふる事ふなり。其本城知らざるがゆゑあり。武家にては座敷飾にハ甲冑弓矢太刀など類をおそ用ふ

可た事なき

床

床の事。上古の書に床と云ふ事見えぬ。曾我物語卷十此押板
ふハ古今万葉歌初として。數の草子をつみおきたれづりと
ふ事曾我物語ハ鎌倉將軍以来の代り書たる物と覺ゆ押板と云板は
多分床形也。又前二引き係太平記の文に。本尊脇繪と云る
ハ床に掛たる事と聞ゆ。相阿彌が画し。東山殿御飾記に床の
圖見えたり。是も鎌倉の北條禪法を好く書院に立し以來。
佛家のまじりて。俗家も床に作す。あはれし床ハ
佛像の繪をうけ香花を備ふる為の佛壇なり。今世も佛

法を好まざる者も。床ハ繪にうきて見ゆも。物をおく所
みとて記ゆ也。床を作る事りなき也。床の高さ一尺なり
たり。また俗に佛壇床といふ。高くありても床は元來佛
壇あり

雪隠

雪隠の事ハ。櫻陰腐談沙門梅國著曰。客曰。廁名雪隠何之由乎。答
曰。雪人名隱。寺號昔時雪竇禪師在。雪隠寺之日。以司廁之
職改名雪隠云々。義堂空華集第九賀淨頭頌軸序云。古之
宗門祖師發心入道。必先歷試諸難。而役于雜務。職之最
卑。而人所甚惡。莫過于持淨。然若雪竇明覺居衆司此職。于

雪隠カハヤ至今有雪隠之義稱云々ツネと見えたり。廁カハヤを司ツネ職を持
淨といふも。廁ハ不淨所あり。故ツネに常ツネに洒掃して淨ツネめされば。
いふに不淨ツネし。こ入る處ツネらば。因ツネに常に清淨ツネし。ま家
事ツネに勤ツネる由ツネ急ツネ持淨ツネといふ。廁ツネを洒淨ツネ所ツネといふも。まはち
其ツネこツネはツネなり。

障子

障子シヤウジの事。古代ツネよりぬきし障子あり。何ツネれや障子あり。は
ち障子あり。ふまは障子ハ表裏両面紙ツネをりて繪ツネをり。
或ツネハうらみみまはらり。職人歌合ツネふ。から紙師あり。
歌ツネふ。そら色紙ツネう。毛雲ツネむけど。めら紙ツネの。まツネきツネりツネちツネる。

月形ツネのきり。庭訓往來ツネふ。唐紙師ツネあり。平家物語長門本ツネ十。

伊豆國目代ツネ兼隆ツネ被討條ツネ。火白ツネくうツネさたて。うらツネかツネの障子ツネを立たせ。

る。或ツネ布ツネをツネり。あツネて云ツネ。又禁中ツネ賢聖の障子。荒海の障
子。太後馬ツネよせ馬の障子。李將軍の障子。養由基の障子。立
らツネきツネる事。古今著聞集。禁秘抄等ツネふ見えたり。皆繪ツネを書た
る。り。何ツネうり障子ハ薄き紙ツネ單ツネに。片面ツネばり張た。糸
形ツネ也。法ツネまツネ。草ツネ。相摸ツネ。守時頼の母ハ松下禪尼ツネこそ申き
る。守城入ツネき申ツネさツネり。事ツネ右ツネきツネり。毛ツネけツネたる。何ツネれ障
子のやぬれツネなり。或ツネ禪尼手ツネづツネら小刀ツネして切ツネまツネり。法
はらツネきツネ紙ツネ云ツネ。又法ツネんツネち障子ツネも。今世ツネ法ツネいたてツネこツネい

ふ物あり。古今著聞集 卷十一 画圖部に。小野宮殿のお少くははいたち障子より小松をうきんとして常則をきりしれを云く。又云清涼殿の弘庇よははひち障子をたてし。昆明池を圖せられより云く。形なき阿也

疊

疊の事。古代ハ疊上下あり。江談抄云。疊上下の事。又彼談云。知疊上下テ可敷事也。面の筵ラ裏より折返て閉付たし。紋上と知る也。不折天只付下仁可敷也云く。疊の縁は階級あり。海人藻苺云。疊事帝王院綵縹縹縹也。神佛前半疊用。縹縹縹。此外更不可用者也。太紋高麗縁親王大臣用之。以下更不用之。太

臣以下公卿小紋高麗縁也。僧中者僧正以下同有職非職紫縁也。六位侍黄縁也。諸寺諸社三綱等皆用黄縁云く。四位五位雲客用紫縁也云く。今世おるづく武家より緋縁を用ふ。右の階級の定の外也。無位無官の者には相應の事なる也。又長疊短疊といふもの。延喜縫殿式小見えを

長押

長押の事。鴨居の上より打付た糸横木を。長押といふ事ハ誰も知たり。敷居以下に打付ざる横木は。長押といふ事也。今ハあしぬ人あり。源平盛衰記 卷十三 信連 合戦の條 小長押より尻かけ大床より足差出しとあり。義經記 三の口通 三の口通に辨慶長押

の上ははる居る腰のほら貝より出しおびた〜吹
あらしと何れはま〜草百五にま〜みあるあら
むとみゆる男女とふぎ〜ふちりうけて物う〜りまら
さぬと何れこれらハ大なる家作ハ縁エシより敷居おでの
間高く敷居以下外の方上長押を打たる釘クキの〜も
有で長押といふ事成らぬ人も何れ申あ〜し
わく形也

酒食之部

獻數

獻數の事一あんといふハ何れも者まひ物も出〜し盃

てりしむさげも銚子一出〜して三度三盃の事ありま〜多そ其者
の膳りびり盃も〜も入るは一あんあり次り又
者を出し盃銚子出〜し三度ま〜め者も盃を銚子も
入る是二獻形也幾らん進るとも皆同ト事あり唯者バ
りり出まふも何れハ雑煮も初獻ふ必出まなり餅
ハ酒の着上あらぬ物あるゆゑそ〜者と名づけて魚物を一
色そ〜出して其者に酒成進るは一あん形也飯ふても
まんぢうやうかんさうめんむ〜麥らんどんまどの
類ふもそ〜者を控出〜して酒をま〜むれど一あん
なりはま〜草に取明寺入道鶴岡の社参れ次アキ足利

さ終る出立事あり。武家少てハ甚いよ〜〜此事なり。
腹切るべき人ハ酒をくむる事必盃二つ重出して二度
ばく二獻の儀をなかり。のちたる盃ハ伏せ置く也。又敵
の大將の首取く實檢して。これ首に酒杯手向る時も。盃二つ
重ねあがり。何きと作法
故實あり。これハ常ニ盃二つ重出置事二獻の
む事をいむる也。武家には是故志らざるハあさより〜事
なり。又幸始形は〜。客を切腹人首切らま〜者と同ト何
つ〜事。甚無礼ある事なり。

伏盃

盃を伏せ置く置事。前より如く甚いむ事あり。今世も吸物

の膳ハ盃を伏せ置く置て出立事をなす。武家少てハ殊り
いむべき事なり。

三方

三方の事。今世ハ平人盃を三方にま〜る事あり。三方ハ本を
賤き者以用ふべき物なり。三光院内府記云。盤膳の事
也。大臣以上ハ四方。大納言以下ハ三方あり。又云細縁の三方ハ
六位藏人用之云々。四方といふ物也。四方ハ眼象あり。三方といふ
の三方といふ物也。眼象ハ眼象あり。眼象ハハ丸の事なり。細縁
方なれど。品下〜物なり。宗五記云。公方様。攝家。門跡。大臣家。少〜御
之。六位の藏人ハ。是を用る也。宗五記云。公方様。攝家。門跡。大臣家。少〜御
盃四方ハ〜候。大方の公家衆ハ三方にま〜り候。武家ハ

角の折敷カクノセシキふを急候。大臣ナリらるらぬ公家武家へ御出の時も此分
候。角の折敷カクノセシキといふをみ切ミキぐれ折敷あり。
今木具といふ物あり。足付の折敷なり。又云。相伴の入り
たり膳の替事殿中にもハ公方様。摂家大臣門跡。皆御四方。
公卿ハ三方。摂家大臣門跡。渡御の時ハ武家ハ御相伴ハたゞし。
御陪膳も役類として殿上人御ミやばぐ候。武家の御相伴の
時ハ公方様御前。四方公家大中納言ハ三方。武家ハ足付アヒツキ御陪膳
を御供衆云々。足付ハ足打の折敷あり。今世木具といふものなり。是を以て無位無官の賤
き者三方をモ用ふよ。事コト知チし。是ふよりして今
世改めて古法の通也。足付の折敷を用ふ事コトろく。公儀の
し。萬の事コトをモ今世改カる。古風コフウハ立タりて。公儀の

御咎ミトガもモ世人の障サマふをモあらげ。風俗フウソクハ背セくキほホの害ガイふを
至シらラざる事コトハ古風コフウハ改カめたれレものなり。

銚子の柄包

銚子の柄ヘを包ツむ事コト。本式ホンシキハハたタる事コトあり。今も禁裏キンリふて
ハ包ツまれレぬニ聞キ及キぶ。大草流式膳部記オホクサリウシキテシヤウキハ
京都將軍家庖丁人云々。大草氏の記あり。
銚子の柄包候事。當流トウリウにもモあアく候コト云々。魚板記イサヒタキハ
室町殿時代之書云々。御
銚子シヤウシハ柄包候事。殿中テンチュウハハたタる事コトなり。

片口銚子包様

両口の銚子シヤウシハ片方ヘの口包事クチツクベシ。式膳部記シキテシヤウキハ云々。公方様御成コウヘサマミナリ候コト。
其外ソノトモきキつツたタる時トキハ片口ヘふて參候マシマシ間マ口包事クチツクベシなく候コト。

自然片口多し時り終り口小多し候へハ口の包様有之云々宗
五記云式三獻常の三孔御盃の時も御銚子片口なるを
又云私さほめて片口の銚子あけまむ片方の口紙包むべ

盃事

盃事と名付て今世祝事にハ親兄弟或ハ君臣盃をさし
乾魚るど紙着に挟て遣つを又返盃して右孔如く着をはさ
む事あり是甚畧式なり本式ハまづ式三獻を出は是ハ
盃取りなり式三献終て初獻烹糴ハウザラ糴ゴウハの
前ハ如くそく者あり烹糴終て次ハ幾獻も出は時惣座中
盃取りハ紙着に出る也

酒宴ふありて盃をとりて者乾魚あやハ非也座中盃めくりて賑ニギヤカふ興を催まむ今世盃事と名付け
てまゝハ此酒宴の體をいふは終てまゝなり今世
ハ此まの事故却て本法式正の事と思ふハ何やまなり是も
戦國の頃世の中食くありて賑く真マコトの酒宴の興を催
む事も形らむてそのうまなり志するが傳やも却
て本式の如くよなるし形家法

高盛

高盛タカモリの事式正の膳ハ白木シラキあて飯と汁もさしと皆くさけ
ふ盛る形也土器ハ浅くも食物多く入らぬゆゑ高くも

上るなり。飯をうそらけふも多く入りざふゆゑ高く盛
るなり。是高盛の主意なり。然るに今世ハ祝事阿れば塗た
むや挽り飯を高くも上る事有り。挽もふくして飯多く入
る物なる間。高盛も及む事有り。又飯ばつり或高盛り
まると本式にも違たり。高盛を好まむ土器よりすし

平皿 壺皿 腰高

椀ハ平皿。壺皿。腰高といふ物有り。式正の膳ハさしを皆うけら
るり。ゆゑなり。煮汁の多くある物のかそらけふもハあ
る。ゆゑ杉の木は皿を物ハ盛なり。その皿を物の平ヒラタき
かどりして平皿を作す。其皿は物は注ぐなりをかくせ

てつ平皿を作す。ゆゑなり。その皿は物ハ注ぐなり。白き木
或系の如く細く削りて輪ワなり。その皿は物の外ハをむるなり。
平皿。壺皿の外ハ細く高さ筋あまらう。或は入たる體タマハ
うけウケなり。腰高の形ハうけの下に檜の木ハ輪
を臺ダイ小なる形ハうけウケに作す。或はなり。うそらけふハ必
輪ハ臺ダイより置く物あり。是を高タカ坏ツキと云ふなり。坏ツキハ
うそらけふ事なり。輪を高くも係ゆゑ高坏タカツキ也。下
ハ臺ダイハ輪ワにせし。臺ダイよりうそらけふして作す。付にさし
を土高坏と云。天子の御膳ハ用るなり。魚の焼物ヤキモノハ式正
ハハ大なるかほらけふ盛るなり。或はうそらけふして大なる

陶器スエモノの皿スエモノりありあり

七五三

七五三の膳と云々今世あらぬ人ハ本膳よさふ七つ二の膳り
さい五佐三の膳ふさふ三つくと付る事と思及り。それ七
本立五本立三本立ふさふの数の事なり。七五三の膳部ハ
あらば七五三といふまづ三とを式三びんあり膳三つ何れ
し打身ウチミなり。五とハ五あん出ま候ハウザツ其五とハ初獻ハツケン煮雜ニゼにの
いりあり。二獻ニケンすんぢう。漆者あり。三獻サンケンあつ物アツモノの事なり
なり。漆者あり。二獻ニケンすんぢう。漆者あり。三獻サンケンあつ物アツモノの事なり
四獻シケンむしむぎ。むやむぎ。むらむぎ。そん者あり。五獻ゴケンやうかん
又まひせん。そん者あり。右の膳何を組付け物あり。七とハ
うんの類

飯イヒ湯ユはあふ

七の膳まで出ま候イヒりやあり。それられ食物の調や

ら。庖丁の家イヒふ傳ユへ故實ある事なり。武家の知る事にあ
ら。庖丁家イヒよ尋ね志ユ多イヒ候ユ

飯湯

飯イヒの湯ユ今世も亭主より飲初イヒる儀ユ禮イヒと云。或説イヒ一亭主ハ客人
へりてあしイヒの為ユ。臺所イヒよ入ユる食物の何んイヒぢふ。毒の心見イヒし
その外膳部等の指圖イヒを係ゆ。隙イヒまユして座敷へ出イヒく相伴
する事イヒなり。湯を出す頃イヒふ至ユる隙イヒふユる申イヒ。座敷へ出て湯
れ心見イヒをユし。さて客人へ湯を参イヒらユるあり。と云ふ。此
説心得イヒがユし。古書に湯イヒふユかイヒぎユりて亭主より飲初イヒると云

目ヨリハ上ラ少ツケテ切タリケルヲカバニタリタル方ヲ一口令
食給^ヒタリケリ云々。太饗とハ大臣の大饗とて大臣小任ぎくまじ
る人其悦一外ハ大臣を正客一招き其外大
中納言・叅議等を相伴一招きく饗應せらる事あり其時正客
の大臣・尊者と云徳大寺殿の大饗小宇治殿尊者一参てまじ
印一あり別定とハ鷹の捉たる雉の股を云あり是は別足
と云事ハ故事あり今畧之雉ハ必やまじと云ふまじなり。あま雉
の焼鳥ハ食^ヒ様を見習とんとして人ハこの集く膳の下で
時一打寄てこのれくハ残^レ見一事をいふなり古れ人
ハ礼義古實を貴びしゆ也如此事も心付て見習むし
なり。今世の人ハ風俗ころろく鼻のまじ智惠の
みふく食物はくハ様の法あどい事とあざ笑ふ人
多し。世風の衰へ賤くねをたなり。又古今著聞集
飯食部

云。柚を切る事ハ盃酌至極の時ハ肴物を架盃をこる人必三度
のむ事あり侍るとや其れをうき見て一度盃一入る
一度食一て一度也云々古ハかやうれ事ハ法あやし故考
見^レし

魚鳥

魚鳥ハ事古ハ魚一鯉を賞翫し鳥ハ雉ハ賞翫しき
も仁徳天皇ハ御時秦酒公とい屋原人鷹をけしハ始めし
とや鷹狩ハ雉を捉らしむ事ハ有しなり故ハ鷹
の鳥ハゆいハ雉の事あり雉を賞翫するハ此故あり鯉を
賞翫する事ハ鯉と龍門の瀧大和國吉野郡ありにさうはなを化

して龍とあるをいひ傳へめども魚と賞翫せらるる也。
されど庖丁家と雉と鯉ハ庖丁の故實習有事と聞及ぶ。
今世にもハ魚ハ鯛鳥と鶴を賞翫して雉鯉も少ハ賞翫
せらるる也。物も時世少く違有り。今世鶴の庖丁とい
ふ事有り。古よりありし事。古書に見及む。

道具之部

道具

道具と云ふ名目。古ハ僧家の詞よりして。中阿含經釋氏要覽
家の詞ハ非也。俗家少くも調度と云也。デウドと二字
共り濁して云あり。用事ある度より用むる用事

を調ふる物なり。ゆゑ調度と云。武士ハ家少く弓矢は調
度と云事ハ。さへハ調度何分中より弓矢を以て第一
とせらるる也。調度少くも限らむ。武官
の公家衆ハ弓矢を調度とせらるる給ふ也。清少納言枕草
子ハ大納言二所。三位の中將ハ陣立ち。ふまわり。各係
あり。調度たむる也。つらむる也。是れを云ふ。
是近衛の中將ハ武官あるゆゑ。弓持ち矢なかに負たむ。云ふ
也。陣とハ近衛の陣と。役所の名也。今世武家ハ。鎗を道具と
稱せらるる也。右ハ同じ意也。

文臺

文臺。今用るハ長二尺。廣一尺。高三寸。げくり何やと云はれ物
あり。古のハ大なる物と見ゆ。新儀式行幸朱雀院。召文人并
試擬文章生。篇小。近衛次將二人よて早と見えそれハ大なる
物なるを。按りこま則机あるべし。はる文臺ハ文の
字清とて唱ふなりし。ふと臺といふ事あり。或人云フンダイ
の文の字成訓よとめむ。湯桶よみふて悪しといふ。然きど
も我國にてハ朝廷の事ハ湯桶と多し。フンダイとも。フダ
イ少しといふなりし。古言の格あり。

御厨子黒棚

御厨子棚。黒棚の事。みづし棚の名ハ源氏物語とくき木に

卷。それ外古書どりり見えたり。又二階厨子といふ名を見
えり。作りやうも繪圖も類聚雜要抄清閑寺家の書に見えり。黒
だねといふも同ト類の物あり。はまぐさ百十草八段ふくは
とぞるとあるハ黒御棚ミダチも。則ころ棚あり。此二つは棚ハ本
多御厨子所臺所の事に置いて。食物を置く棚なるを。さねバ御厨
子棚といふ。黒棚も御厨子所に在て。うほどの煙ハぬを不
して黒くなるを。を直ふ名なり。とびて黒だなるや云るを。
つまぐさ百十草八段。中宮の御方れ。御ゆどのく上ウはくろそだ
なり。雁の見えつる紙。北山殿の御覽として。何るを以て。臺
所ハある棚なる事を知りし。御湯殿の上とハ。臺所として常
に湯を漉して置所あり。飲湯

湯沸を所ハ上と云ふ湯所ハ下と云ふ心なる也。みづし棚
も黒棚も本ハ臺所にて食物紙のを置棚をれども何を
置にも便宜し棚なるゆゑ別ニ花麗飾り作して貴
人の御座の邊ニ置く御道具紙置あり棚なりなりたる也。
此二つハ棚ハ何を置く物と定めて置く事も然し書籍巻軸
香爐香盆手箱硯箱冠篋烏帽子箱其外何ふをも心ゆくを
置たり安置物定めてある様ニ書たり抄物たりども何きども
それも其時々ふ其事ふたり用べき物紙置く事を云
なり大よむごとく歌の會ありハ歌書多く置重紙硯料紙の
箱色紙短冊箱など紙置たりし香聞く會ありハ香爐香盆

香合沈筥香匙火箸火取の類香ニ用ふべき具を多く置たりし
管絃などありハ樂器を專に置たりし外の物と置合たり
に其日專ら用ふべき物紙主として置くし婚禮などあり
ありハ其時節志げく入用あり右べき物を專に置たりし今
世江戸に御厨子黒棚のかたりやうれ法と云ふ是も此所
に置たりしハかあり置たりしと置物も置所も置く
く定めてる法有るなりかたりなり覺えたる人あり
こゝに田舎人のする事なりその上此二つハ棚ハ婚禮此時
にけり座敷に置物と心得て祝事終きたりはや入用な
しとて藏へ納めたり後別ニ書棚などありし物を作して色

色の物を置てをうしき事なり。みだり棚黒棚ハ婚礼の時をうせ座敷に置く物と思ふ心も誠しゆありむく何さ
ましき事なり。近世にづー棚扉の裏ふえびを大黒の像を
蒔繪にまする事ありとせ水嶋ト也といへる
そのまら作て出 又のけ書棚といふ物の古記書に見え
したるあとなり ざらるものなり。何人の作て出ーけるもの。近世の物なり。
みづー棚に西方へ扉を開く所あり其所を信むといふなり。佛
像を入ふ龕ハ両開の戸むら右にてみだり棚の法を後し似た
るゆゑ佛の厨子といふ
是俗のどらくなり

手箱

手箱ハ手りゆき置く何あても入あづき箱なり。入る
物て定てあり。まき赤といふハ菅のまきとく松雲形に少

高くあり上者て其所に羅をまきとく其上を赤く塗て雲形
より内ハ黒くと蒔繪にまきあり。是も手箱も昔ハ
常に何方にもありけり。珠らしうねき箱
てまき赤ハ大小を何なり。大まきあり。是もたゞ心まうせ
小何にまき入る菅なり。今も世にまきまてはや
らぬ物也。意見あね人ハ何ぞ入る物に定て何あ
る。入るとういふ人あて見あまね故の不審あり。入
る物ハ定まする事なり。阿ふ人の説り。大まき赤入る
の湯具。紅と白と二色を入る。御厨子棚に置事古法なり。云々
如此の正しういふ秘傳近年まや物なり。是非をいふ
も詞なり
むえなり

挿箱

挿箱ハサミバコの事。古ハ無き物あり。古代ハ衣服を上ウさハぎハ袋イ入ル。供の者小持セしル形ノ也。古画ヲ見ル此體見ル也。上ウさハぎハし袋イと云ハ衣服を入ル袋イ大オきハも小コれハも好ムなり。縫ヌひテ口ノ小コはグりノ袋イ括ハりテ緒ヲ通シて括ハるノ形ノ也。其袋イ破レまレぬ為ニ糸ヲ少シゆキくテ表裏ハ一ツノキヲナり。たテとク小コ基盤ノ目メ如クこノ也。是ハ上ウ刺シと云ハ形ノ也。袋イ色モ上ウ刺シ寸尺ノ法式トなり。昔ハ常々世ニ上ウ多ク阿ハりし物ノ形ノ也。是モ今世江戸ノ小コハキもナりし物ノ形ノ也。陰陽ヲとクこノ也。女ノぎハしノ男ノぎハしノ袋イの法式トなり。寸法有るナり。云ハ是ハ近幸ノ也。出ルたル妄説也。今

も田舎ノ小コ上ウさハぎハ袋イを用フ事也。いハらハ頃ノよりウ上ウさハぎハ袋イ持ツ事也。慶長ノとク後ノに挿箱トて竹ノ皮ノ割リてウけテ衣服ヲ挿シて持ツ事也。かクそノ形ノ也。衣服ヲ入ル箱ヲ作リ出シてウけテ挿箱ト名ヲ付ス事也。我レ等ハ挿箱ハ近世出来タる物ナり。然レも挿箱ハ緒ノ結ヒやウに古法ノ秘傳有り。いハ者ハ阿ハ也。如此ノ妄説近幸殊ノ外ニ出テ。小コハキを信仰スる人モ又ハたテしテ智惠ナる人モ世ニ多クあリ。阿ハりし物ノ形ノ也。いハらハ頃ノよりウ上ウさハぎハ袋イ持ツ事也。義箱トもナり。箱イ出来ル時ノ始メ也。

扇

扇の事。浮折沈折の二品あり。浮折ハ扇のさね志すりてむろりて何多れ也。俗に末廣といひ。又中啓と云。本名ハ蝙蝠といふ。古書ハハカをほりてあり。ハハりといふむろり見えり。俗にいふ。蝙蝠の羽をまきひく扇を作せ始り。由河海抄にカウモリあり。沈折と云ハ常に持つ扇のさね志すりてむろりてさね云なり。浮折沈折ハ折様以名あり。此事多く人志す。に扇を御前よりさへて出ふ事上古より制禁あり。續日本紀卷十。廢帝紀曰。天平寶字六年八月丙寅。御史大夫文室真人淨三。以年老力衰優詔。特聽宮中持扇策杖。と見えり。扇は持事制禁なる故り。ゆゑを水たす。な。其後又變りて扇は持事礼となり。ふや。男ハ檜扇。

蝙蝠。女ハ柏扇を宮中より持つは礼とせり。且貴人の前より祇候はり。扇は笏の代り用ふる事あり。宇治拾遺物語卷十。扇は笏よりなり。さへて居たり云々。同書卷十。扇を笏よりなり。少うつふ。うむるなり居たり云云。曾我物語卷六。扇は笏よりなり。云々。此外同書所見。見えり。これら皆貴人の前へ出。は。め。體を以てるなり。笏ハ胸の通を真中より持て。身を直し。て。記為の定矩あり。扇を笏の代り持つ。身は直し。正。云。年中諸大名へ御成之記云。京都將軍時代の書。扇をかげ。置事不得其意儀あり。近來如此有來。係間不及是非。

惣而笏の代に心なり。公家方にハ御對面の時も專ら手
持て参らるる。武家方の衆に限り御前へ持たせ
ふ覺悟きり。腰にさしてをも更ふ自由緩急の儀に非む。
然として御前ふまむはさしはくふ處うらむあり云々。
前よりいひゆき。上古ハ御前より扇持つて制禁きり。其
後扇持を禮儀とす。其後又扇持は無禮ゆき。今に至る
て。是上古に定より立ちし水多かり。公家みても猶今も中
頃の定れ如くなるを感す。

五明

五明の事ハ博物志より。五明扇ハ舜の作る所あり。舜既ふ
堯の禪を受て。廣く視聽を開き。賢人を求て自ら輔く。故に
五明扇は作まり。秦漢の公卿大夫皆用ふる事は得たり。
魏晉に至りては。乘輿に者よりけり。水は用ふる事は
得む。と云ふ扇といふは。うらむの事なり。

鼻紙

鼻紙の事古ハ今の世に如く。小菊小杉など。類の如く。小
振しをたてたるを紙ハなり。小引合杉原など紙横ふ
折也。その水を又豎より二つに折也。又その水を豎に二つに
折。以上豎四つに折。その紙幾重も組合きり。懐に入置て鼻を
かみ。萬の用事よりけり。是をたて紙のことも。ゆき

あは紙をともたみ紙とも云ふ也。射手のたぐり紙と云ふものあり。是ハ挿物に立く射るあり。折や歌の詠草を書く料紙の折やう今も有り。是即古たぐり紙に書たる體あり。折様同じ事ある。近世公家衆束束の時。大たぐり紙といふ物を懐中せしむ。此大たぐりふみへ厚き檀紙ガニシに切箱キリハシをせちしめて折たる物なり。折やう別1あり。此大たぐり紙の間。前ふみ所のふみ紙をはさむ。懐中せしむ。此大たぐり紙を古書に見え守。近代の製作あり。前ふみを疊紙タミガミハ源氏物語。其外歌集。古き物語等に見えし也。

印籠 巾著

印籠巾著の事。室町家の頃までハ無かり。物なり。是又近代の物なる。室町家頃。はぎも腰刀。火打袋を付る事有。火打袋ハ日本武尊の時をあり。其事ハ古事記に見えし。今畧之。火打袋も火打道具を入る。袋に巾著ハ此火打袋の變作ある。印籠といふ物も古ハ有。物なる。腰に佩る物にハ。大體三寸五分四方なる。三四重。はぎの重箱なり。堆朱ツキシユなる。是ハ異國より渡りたる物にて。唐人の印并印肉を入る箱なり。又同ト様。小丸重箱も有り。是ハ藥籠とて。異國より煉藥入る物なり。此二色も此方よりハ違棚の飾なり。置く物なり。腰に

佩る杖名ハ印籠と云て薬を入る所の用ハ薬籠あり。此物も
——と信長秀吉あどの頃軍中の用意。鎧の上帯に付る
為。作て出せし物も有るなり。今も古き印籠。東
山殿時代の蒔繪ありといふ物あり。東山殿時代は此物を
し心得がた物な。室町殿の頃殿中へ刀火打袋付て
参る事あり。老人病者あはれハ薬を入る為り御免を申
て付きし由。宗五記に見えき也。今も御前へ腰に下げ物
し。出る事ハ制禁あり。今世の人印籠巾著杖佩きしを
薬を入るしとあり。唯奇珍の品なりて何そいふ人
見きと誇るべきは為のみふ佩るなり。無用の具なりて

浮花ある玩なり也

乗物

乗物の事。古代ハ公家人々も車も乗也。武家の位高き人ハ
輿も乗也。其外の人々ハ馬に乘たり。近世ハ公家衆も常も
車も乗る事あり。武家も常にも輿も乗る事ありし。
常も乗物といふ物あり。駕籠といふ物有也。おとこ人ハ
乗てて行へき物ハ輿も車も皆乗物あり。源氏物語ハ象
の事云をら。普賢ぶさち此の物と書たれバ馬も乗物と
云ふなり。さねん乗物といふハ惣名にして。一物の名し
あしを。近世の乗物といふ名の。一物子のと限りしは不

審あり。又駕籠といふ物もその本竹を以て組之作るゆゑに
 名たふふし。又あんだといふ物何ぞあんだの竹をいひ山
 駕籠形もいふなり。又四つ手といふ物何なり。按むる
 小和名抄。調度部。刑罰具の條に。篋輿の二字出でて。漢書
 注云。篋輿。上音鞭。和名。阿羨以多。編竹木爲輿也。と見えり。古代ハ阿羨
 以太といひ。後ハあんだといひの語轉ト云。あんだといひ
 といふ事ハ。和名抄ハ。あ
 刑罰といふ人をして
 の道具れ中ハ列後ハ
 古代彈正臺
 悪事をする者を詮議して
 犯人を糾弾する
 囚獄司
 牢屋奉
 の官人。犯人を彈正臺へ送る行く時ハ。其犯人

城あまのいふ乗せて行かば。今世犯人を牢屋より
 町奉行所へ引出る。りつとといふ物に乗る。行と同様なる
 事なる。又古戰場にて疵を被りし者。阿をいふ乗せて歸
 り。太平記。卷十龜壽殿信。濃上令落の條。に。伊達南部二人ハ貌故やつし
 夫あま。中間二人ハ物具させて馬ふのせ。中黒の笠符を
 けけさも。四郎入道を。北條四郎左近。竹拂に乗る。血汗付たる
 帷を上より引覆ひ。源氏の兵れ手負ひ。本國へ歸る。やみをし
 て。武藏へぞ落たり。係云。又異本の曾我物語。河津殿最
 ころ。阿ふま。あざれば。俄ハあんだと云ふのふむ。むら
 屍城り。のき。宿所へあまハ歸り。水見を。其頃の

あんだハ今世のあんだとハ替りたる所有を言ひし。今世のあ
んだハ屋敷あや。古所あんなるふ屋敷あり。なま言ひし。
太平記 卷廿六執事兄
第奢侈の條 に。立え居りし引ひぬき。こも暑さ
夏の日。鋤取て土を掘り。石を掘て。石を掘て。石を掘て。石を掘て。
たろく運せ終日。責遣ひとあり。石を掘て。石を掘て。石を掘て。石を掘て。
むせ少あやと見え。上に屋敷ハまくり。今世の法を
基といふ物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
ハ竹少く組て。今世の四手駕籠といふ物のごとく。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
き體なる言ひし。あんだハ本ハ土石を造るのせは。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
犯人手負人あるを。乗き。物ある。後ハ屋敷を。作て。漆

て。旅人ある。紙乗る物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
言ひし。其四手駕籠。漸く。意巧を加へ。今世のあんだ
と。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
ハ乗物といふ物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
異なる。製する。殊。婦人の乗物。漆ぬ。時繪など
も。たろく。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
毛。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
ハ。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
腰。竹籠を組て。張て。付く。是。その。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。
遺風。伝へ。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。おぼく用ひる物。

不事なく、打上げ腰黒などの品も出来たり。その乗物といふに至るは、古代のあんどの製のこゝろ遠ざかりぬ。乗物の元祖を何紙たり。何をいふハ罪人手負人を乗せる物ふく凶器たるを。今の乗物を貴人の乗る物ふく吉器と云ふなり。萬事萬物古今に變化をせり。乗物もも限るべし。人の身に盛衰榮枯も。又同ト云ふべきや。

臺笠 立笠

臺笠立笠といふ物。古代より物なり。京都將軍の代までハ、から笠紙布の袋に入て持せしあり。武家も白笠袋に持せる事ハ、公方より御免を蒙りて持せしあり。御

免ある人ハ、あきあき布の笠袋なり。宗五記より見えたり。日どり笠も、何やの笠蘭草ふくあきたる笠なり。笠の上より船の如く筒を何み作るなり。此筒の中へ本どり紙を入るを為す也。を用たり。後三年合戦の繪。其外古画に見えり。かぶらうさる時ハ手に持てるなり。臺笠立笠といふ事古書に曾てあり。近代の風俗たるを。

挑灯

挑灯トウチンの事。上古よりなれた物なり。古ハ夜行に松明トウメイを用ひしあり。又行燈コウテウ紙用る事もあり。鎌倉年中行事に、鎌倉殿成氏正月五日。始て管領の許へたを。まはし時の行列を記して、續松二丁。行燈一つ持てるなり。續松ハ

たふまつあり。行燈ハ今も用るあんどん形也。昔ハ夜行ハ
持し物あるゆゑ行く燈と書なり。右の頃やうなもてう
ちんあり。蜷川記ふ云。挑灯ハ籠挑灯本あり。平生持候挑灯
故あて候哉云々。平生持候とんたむてうちんを云あり。故實
は随て用ふる事。是ハ永祿天正あとの頃の事なり。し
其頃既り今世の挑灯ハ何なり。とみゆ。籠挑灯といふ物
ハ行燈形さやの如く。丸き目籠をさやみり。上ハ横木の
取手ありて提るやうに志す。物なり。今も奥州出羽あ
どの驛家ふせり。こ挑灯用ふ。其圖別ふあり。是を本
みりてたむてうちんを志出たるなり。永祿四

年辛酉三月晦日。光源院義輝公。三好筑前守義長亭へ御成
之記。御門ふちやうちん二つあて置之。御門役渡之也。
右也。

進物之部

進物

進物ハ伸蛇を添る事。古ハ曾てな紀事なり。古書ふを見え
矣。今世も太刀目録にも伸蛇を添る事あり。是ハのみ古
風ハ失ひざるなり。後代の風俗愚痴ふあり。物にふみ
て。たふさるる。たふさるる。世上普く法の如くたるを
する事。世に從ふ。本城知置す。

樽者

樽者の事。古代室町殿の頃樽者として人よ送る。ハ者といふハ魚鳥炊煮焼をいふ。折フリ盛シたるなり。生魚をハ羨物といひ。又荒物といふなり。羨物も書状注文あるを魚の名を書けり。今世ハ樽ハ生魚を添ふ故樽といひ習り

婚禮言入

婚禮の言入イヒイの進物ハ樽ハ贈る。今世平ヒラき樽の上。屋内喜多留と書く事あり。古代ハ記事あり。柳樽ハ柳の木にて作也。両方ハ手紙付する物なり。外の木にて作也。平ヒラき物

ハハあり。古ハ樽ハ文字と書く事あり。樽ハ文字書くと。今世酒屋にてモ家事なり。其儀ハ武家ハ不用之。進物の注文の古案ハ柳幾荷と書て。樽の字ハ不書。是常なり。言入の時ハ替る事あり。書状ハ亦同じ。さる婚禮言入ハ進物。古ハ聲あり。贈る。後舅の方より。贈る。相たふひり。取り。て。約束を。あり。進物の品ハ人ハ心付る。何と定む。事なり。乾魚ホシウラハ用む。昆布ハ出家の進物なり。志たね。俗人表向の進物ハ用ふる事あり。

魚

書札の書し見えしを
此説とある可し

判

判の事判といふ名目古き事なり。東鑑一卷治兼四年六月廿二日の條

康清歸洛中略被加御筆并御判云々。是頼朝卿の判以事を

いふなり。判と云ふハ俗の名目なり。本名ハ草名サウメイと

押字アツジとも。花押ハナアツジといふも。官職難義云。惣別判を草

名と申たり。名乗の二字は崩して草ふ志く保りのなり。

仍草名と申す本ホシ云々。吉部秘訓抄云。報牒可加草

名。近代真名也。又云古書署事中少辨次第云。内案加真名。正

文加草名云々。是等の文草名は以て文書の證とせざる事を

いふなり。押字といふも草名の事あり。草名も名乗は字

を崩して。字形は異形なり。正體なりあらざるゆゑ。

書字と云ひて。押字といふなり。又其形異形不書さし

く花やうふまは白魚。花押といふなり。古人の押字名乗

字を二つに豎に重ねて崩したるあり。又二字を横に

左右に並べて崩したるあり。又下は一字をうけて崩して。

上の一字を草に書て。下の押字に書たり。是

俗に二別と云古人の判ハ皆如此なり。又名乗字は用ひて。別

人の好まふはあり。押字に似る物の形を作して用

るもあり。いづれも花押藪古押譜なり。見く知る可し。

又判の上下より一文字を在る事ハ異國明の大祖より始る由。
伊藤長胤が兼燭譚に見えたり。日本にてハ後水尾院の御
判ハ上下より一文字あり。近來の人ハ判多々上下に一
文字ハ書くなり。前より如く古人の判ハ皆名乗字を
崩しと作るゆゑ也。判の内ハ白きの數よりかくる事あり。
近世ハ元ハ數をうそへ何性の生き人ハ幾元と定め或
を點畫より吉凶を以て性不合と不合との事を以て
陰陽師の説あるを愚ある人ハそれより偏とひて病身
ある人判形を改めたり。魚為に形より下位に埋まると人
判を改めて立身出世志ありたり。武人ありて似

合は忌に死事あり。人の身元上の吉凶禍福ハ天命なり。
天命ハ聖人ありてを辭退せる事ハあらば心を正しくし身
を直くせむ。己が身元を作て出たるといハまねは
し何ぞ判の吉凶を以て天命を以て禍を去り福を爲す
事あるんや。判の事ハ先年予が阿波ををる押字考に委を
するに置たり

手紙

手紙といふ名目古ハありし。手簡といふも手づから書たる
状なり。手簡をシユカンなる也。テカニ書と云み。テカン轉じ
る手かといふ誤まりあり。古も紙を横より二折より折る書

とぞ小文と云いおろし。其小文を畧して半切紙より書く
手紙と名付し候也

一筆

狀の發端に一筆と書出候事。細川幽齋の書札抄に、一筆と
相認る事といふ事あり。さういふ事とあるに不申候事と不
叶事といふか書付て遣は。此一筆といふ用の相調事を
いふ事あり。おたてて遣は狀に、一筆と相認むる事ハ無
其詮之由申傳ると云々。今世訖度一た系表向の狀といふ
う事あり。一筆をかく事古とて替りたり

祝儀之部

祝

祝といふハ神代まつる事なり。元服婚礼など紙始といふ事。
惣て吉事といふ。ゆは神に酒食を供へ奉りて。拜礼をなす
る。神の助けありん事祈る。是我神國の風俗なり

元服

元服といハ元をかうべなり。始て首に冠えけり。紙といふ事
ゆは元服といふ。服ハ身付る事をいふ事なり。古代の人々皆
さういふ紙剃る事なくして惣髪なり。童子を中剃きま
事なく。髻を結ひて後へ長く垂て置たり。髪の手をバ有
の下邊ふて切るなり。是は喝食。又髪の手を切らむ。婦人の

俗なり。曾て元服の礼あり。又袖とあ半元服本元服を
どいふ名目。古代一向たる記事なり。古より袖と云ふ物をし
童子の服ハ兩よりされ
下を縫ミ塞フうミなり。元服の礼式今も知る人なき由を歴々の
大家孔子息も。今やうに元服よく。真の元服は禮執行ハ
ぬなり。

袴着 魚味

袴着の祝。古より有事に古書不見えきなり。古も女子も
さうは着あり。女を常はけり。著たるゆゑなり。古書
ふあり。又魚味の祝といふ事あり。袴着小屬ツキたる事
也。東鑑三十四卷仁治二年十一月廿一日の條に云。今日將軍家若君御前御著袴

魚味也。下あれ若君とえ頼継公の事あり。延徳元年十一
月誕生。仁治二年ふも三歳なり。著袴ハ袴着ふも袴づくり
着そむるなり。魚味ハ小兒ハ魚肉を食を始るなり。小兒を
脾胃を健よむる以て養生といふ。魚味ハ厚味たる物也。魚
脾胃泥おまん事を恐る。又小兒ハ火氣盛。那係物たる也。魚
肉ハ膏脂ありて熱物たる也。火氣を添ん事也。恐ま
食も。三歳以上至りて魚味食せ始む。是を魚
味の祝といふなり。

髪置

髪置カミオキの祝。上古に書ハ見及ぶ。蜻川親元が殿中日記
正寛

六年十一月十日の條に、姫君様一兩日中可有御髮置御祝云々、あれ
東山殿義政公代の事なり

結納

結納の事、古も言入といふ。貴殿の息女を妻と申受度候所
望れ、言成いひ入る。云々。又そのみとのいふ。舅と頼
聲と頼む儀あり。古ハ聲よりまづ使を以て進物を送り、
後舅と頼む使を以て進物を送り、兩方相互に其約束成り、
むるあり。今世も言入をゆひいふと云む違ひたる上、結
納と書てゆひあふと云ハ彌あやほりなり。聲れ方より
使者を以て進物を送り、舅の方よりハ答礼なく進物も

送らば、古風と大に違なり。前ハ進物の部と合せ見ざる

三、めの餅

三、めの餅、古へともある事なり。婚礼の三日め、餅を調
へ、神に供へ奉り、其餅を姫の方より女使あむ母君の方へ送
るなり。餅を折し入るなり。折の數ハ其家の分限と志す
がひ多、も少も幾合とハ定むる。今も此餅をこゝろに
餅こひひ習ひて、かほをといふ物に入て送る。田舎に習
ひしに移りたるもの。又舅とも餅を送る事、今ハともやる
形也。聲の方ハ餅の事ハ源氏物語其外古きも、いふを見え
ざり。舅の方の餅ハ、めづらしき事なり。何の書りも見

年の數布送る事源氏物語の上 玉うづられ内侍源
氏以四十の賀を傳り其座のうざりの中御ち敷四十
枚に傳り又ぢんの折敷よつして御若菜さほげり
參り云々四つ色四十の數とありり年賀の座はりし
ろけ屏風よ色紙小歌うく事鳩杖よりする事あや古
書歌集あやう多く見えきり今更よ志るはよ及む

下帶の祝

今世童子以下帶シタカヒの祝とく其親類の方より紅白の下帶
或臺小ま急ぐ贈る事あり下帶まど八人の前小多其名
といふは憚ある物なる古代下帶の祝といふ事曾て多紀

事なり何れもより世は風俗おほふたり下帶も如此に
事なまる人あり烏帽子ねやえが子といふ事ハ古くは
何れどもふんどしあやゆんどし子生ふまめづらし
き事なりゆんぐし紙臺よ居る事もあらしき事なる

凶事之部

服忌

服忌といふ事服ハ衣服の服を糸死したる人を悲しむの間
ハ素服といふり紙着る形也常服を麻布紙鼠色小染て
着るなり此色を鈍色といふ前の衣服部小記こ水を着る人を
服者フシヤと云たり定の日數終りて此服をぬぎ去る紙除服と

類同トク忌服を受る者の方へもさそあさす。他人の方へ忌中の穢たる火に多製したる物を贈るハ甚非礼なり。忌あきく謝礼を述べた事なり。

院号

院号の事。死せる人の謚オウナ小院号付る事。天子の御院号ハ云々及む。攝政関白大臣ハ皆院号或ハ寺号あり。是皆其菩提所何院何寺を建立せらる。依て此号ありたり。其寺院を建られむと色イロ水ミヅを建らるる不フどの人を水ミヅと建らるる。准タテマて寺院の号あり。又子孫小同号用ふれば後何寺或ハ後何院なりと称さるる。

寺院をも建らる人。何寺何院といふ号ハあらざる。攝政関白大臣にあらざるとも。大家の人寺院を建たるが。それ寺院の号以て称さるなり。然る小近世ハ猥ヒナクサに院号を称さる事にならる。卑賤の者ふと。金銀を寺僧にあらせし。所望を水ミヅと院号付授る事にならる。

精進

精進シヤウジンの事。智度論云。有二精進。一身精進ニ爲小。二心精進ニ爲大。云々。小精進ハ身ミ精進ニを名なり。大精進ハ心ココロを精進ニを名する。精ハちりげと云ふ。進ハ進むと云ふ。米コメ故コトちりげたる如く。心を身ミ故コトも清くスガたるとして。心も身も佛

事に専ら進すすむ。退き怠おぼる事なきは。是僧しやうの精進形也。俗人も先祖を奠まつる。右の如く心を身も共ともり清浄しやうじやうなり。祭まつりの事ことに専ら進むは。精進といふなり。是精進の本義あり。あまらば。此事知らぬ人を。魚鳥を食くらふは。此事ことなり。或あるは。精進と思ふ。あやほり。魚鳥の類の血肉をまぐさる。いさじいさじよろらば。る物あり。是を食くらむ。身は。精進の内。此一つなきも。精進を此一事に限かぎる事。ふも。あまらば。又愚おろかる者。は。精進を。此一事の。後生ごしやうの爲ために。思ふ。誤あやまり。精進を。心は。けり。身みを戒かへむ。此一事なり。又近年江戸に。たゞ。親死おやのしを。直ただに

魚を求め得とく。家内の人。あまらば。食くらふ。是は。精進固かたといふ。其後魚を食くらふ。是は。中落なかおちといふ。其後魚を食くらふ。是は。五十一日ごじゅういちにちの忌いみあり。又魚を食くらふ。是は。凶事を改め。吉事かちふ復かへる。是は。然しかる。事ことなり。其。精進固かた中落なかおちあり。いふ事ことも。昔むかしハ。曾まる。あまらば。其。食くらふ。いふ事ことも。昔むかしハ。曾まる。あまらば。其。聖人の。いふ。大おほく違ちがひて。無法無むぼうむ礼らいの至いたり。

雜事之部

めは秘事も又間、あり

珍書

珍しき書籍をぞ。好む人よ借して寫さる。幾本も數多
く。世の中ふ乏しうぬやうにまじき事なり。我本火を
やけ。又も故ありまうせざる時にハ先に借したる人
とて借里とて寫さる。二度我手よ入る。又世の中ふ幾本
も出來てとりのり。世の人れ為ふもなり。千年の
後まじきも其記せる事絶えし。傳はり。天下の賢と
らんハ悦びし事なり。然るに近世ハ珍しき書籍を
ばをりまかくし。人よまじき。それとて珍書哉持た

り。人よほふ家事を好むハ女よらべの如く心せむ事
なき。かく心のちひさし人故小人とゆふなり

安否

人の安否哉問ふ詞ハ貴人ハ御機嫌と云。其次ハ御勇健。其
次ハ御安泰。御堅勝。御堅固。御無事。あづか次第階級なり。
此事古書に曾て見えざる事なり。近世ハ風俗なり。何者
の定まらし事なり。や出所も知まらぬ事なり。今世
法に如くにたまはる。背きがきし

御成

將軍の御出行を御成と云。成の字義心得がたし。室町殿の

代に記したる書にハ皆御成とあり。東鑑亦御行の字
を用ひしや。成氏年中行事にも御行とあり。按むる御行
と書く御ありきや。御ありき紙畧さきハ御あり
御の字をおんとおぼえていふゆゑ。あれ字へうはる音など
あれなり。是連聲の例なり。されど御ありき紙御ふ
りきといふ。それ紙畧して御ありといふや。御ありと
云詞に付て。成の字はあて字に用ひたるなり

武家故實

武家の古實、書世にり。きよくあるハ近世の人ハ妄
作したる偽書あり。皆古書に合ざるものなり。扶桑見聞

私記。藤九郎盛長記。訓閱集。犬追物秘記。これら偽作妄説
なり。又桂秋齋が書たる武門故實百个條。或も馭馬故
實の類。武門の事をたゞし。委く知るものなり。紙
く妄説を記したるものなり。室町殿日記といハ。真字
のみ書く。飛鳥井雅綱卿奥書あり。是も偽書なり。同名ハ
て平假名にて書たるあり。是ハ實記なり。又室町記とい
ふあり。真字にて書たる。是も實録なり。近世偽書多く
なり。これ古書は多く見せし眼より。何らざれど。偽書
は。これに多し。わらわさなり。廣く古書は見る事な
り。古代の中にも。其時代々の風俗あり。又その時代

